

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用条件 ■ 諸経費工程 ■ 主な作業機種 <input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事 ■ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三重県公共工事共通仕様書(令和7年7月制定)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和8年4月一部改定)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 <input type="checkbox"/> 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン(案)(平成27年4月1日)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ■ 諸経費工程 (下水道機械設備) <input type="checkbox"/> 掘削機種(<input type="checkbox"/> 0.13m3 <input type="checkbox"/> 0.28m3 <input type="checkbox"/> 0.45m3 <input type="checkbox"/> 0.80m3 <input type="checkbox"/> 1.40m3) ■ 運搬機種(<input type="checkbox"/> 2.0tDT <input type="checkbox"/> 4.0tDT <input type="checkbox"/> 10.0tDT) <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(率分)() <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(積上)() ■ 着工前には役場と関係者(代表)及び、区長に連絡の上着工すること。 ■ 設計と現場が合わないこと又は、問題点が生じたときは監督員と協議し、処理すること。 ■ 材料搬入に伴い道等を通行し、損傷した場合は請負者の責任とし、復旧工事を行う、又通行に伴い地元からの苦情が出ないように工事を完了すること。 ■ 出来高図面及び、数量は請負者により整理し提出すること。 <input type="checkbox"/> その他()
入札・契約方式	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 指名競争入札 ■ 条件付き一般競争入札 <input type="checkbox"/> 同日落札制限方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式 <input type="checkbox"/> 随意契約 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同日に落札できる件数は、1業者1件とする。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
工事カルテ作成・登録		<ul style="list-style-type: none"> ■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占有物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他() 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調整項目(<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 制限する工程名() 施工時期及び施工時間() <input type="checkbox"/> 施工方法() <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() <input type="checkbox"/> 占有物件名(<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> その他()
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他() 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 未処理箇所(<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期(<input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード(<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間() <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法() <input type="checkbox"/> 用地幅杭の復元を落札業者の責任において、実施すること。 <input type="checkbox"/> その他()
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他() 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 転用あり(回) <input type="checkbox"/> 兼用あり() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工方法() <input type="checkbox"/> その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> 漁業関係による調整 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 () <input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査費 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 工事施工に関して、施工期間(契約時から完成時まで)においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 <input type="checkbox"/> 内水面漁協協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 <input type="checkbox"/> その他()
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数(2人) (うち交通誘導警備員A(1人)) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他()) ・制限を受ける工種 () ・制限内容 () <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。 <input type="checkbox"/> その他()
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路(搬入路)の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 用地及び構造 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 安全施設 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 道路の使用許可他の協議については請負者が行うこと。 <input type="checkbox"/> その他()
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 移設時期 (令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 防護 () <input type="checkbox"/> その他()
排水工(濁水処理を含む)関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値() <input type="checkbox"/> 調査項目() <input type="checkbox"/> その他()
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 工法区分() <input type="checkbox"/> 材料種類() <input type="checkbox"/> 施工範囲() <input type="checkbox"/> 削孔数量() <input type="checkbox"/> 注入量() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 工法関係() <input type="checkbox"/> 材料関係() <input type="checkbox"/> その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設副産物情報交換システム		<p>■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。</p>
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分(自由処分) <input type="checkbox"/> 残土処分(指定処分・他工事流用) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 残土処分地(<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他(受入地未定につき別途協議とし、暫定的に運搬距離を4kmとして計上)) <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり(<input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 (<input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 (<input type="checkbox"/> 再生処分場() <input type="checkbox"/> 最終処分場() <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他()) 【注:特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目()に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分地での処理費 (<input type="checkbox"/> 計上あり(<input type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 () <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(汚水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。 なお、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他()
産業廃棄物税		<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく <input type="checkbox"/> 認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 再生材の種類(<input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂) <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置(<input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。(認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板) <input type="checkbox"/> その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 保管場所() <input type="checkbox"/> 期間() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 品名() <input type="checkbox"/> 数量() <input type="checkbox"/> 保管場所() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 品名() <input type="checkbox"/> 数量() <input type="checkbox"/> 引渡場所() 時期(平成 年 月 日) その他() <input type="checkbox"/> 運搬方法(<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 引渡場所(<input type="checkbox"/> 別添函等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他() 数量() 運搬距離(L= km) <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 工事完成図書(工事写真含む) <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(<input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ()部)とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成 24 年 7 月改訂)を適用
	<input checked="" type="checkbox"/> 町内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を多気町内に本店及び営業所(建設業法において規定する営業所)を有する者の中から選定するよう努めること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 暴力団員等による不当介入(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

工事名

令和8年度 多気町下水道事業 マンホールポンプ 更新工事

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、多気町が発注する機械・電気設備に係る工事（以下、「工事」という。）に適用する。

2 関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記なき事項については、三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事の施工にあっては関係法令、県・町条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

労働安全衛生法

消防法

建設リサイクル法

電気事業法

電気用品安全法

電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕

計量法

日本産業規格（JIS）

日本電線工業会規格（JCS）

電気設備に関する技術基準を定める省令

電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

日本電機工業会標準（JEM）

（機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）

（機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（公益財団法人下水道新技術推進機構）

その他関係法令、条例及び規格、並びに日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、適用するものの内容が重複する場合には協議し決定する。

3 打ち合わせ

本工事の請負契約締結後、速やかに受注者は、本町監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知するとともに、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、環境に配慮し施工しなければならない。

騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

廃棄物の適切な処分

その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他必要な図書を本町に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本町監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本町監督員の指示を受けて受注者の責任により管理するとともに、工事の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させるとともにその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本町監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本町監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

主要機器については、製作工場において本町監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験・検査等について書面で申し出ること。

機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本町監督員の承諾のもとに省略することができる。試験及び検査の結果、本町監督員等の承諾が得られず、工事に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
- イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

(4) 電子データの提出

- ア 工事写真は、完成時に電子データ（CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体）にて提出すること。
- イ 電子データのファイル形式は JPEG 形式とし、工種・撮影内容が分かるようフォルダを整理して提出すること。
- ウ 電子データの提出部数は 1 部とする。

12 施工管理

受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。

受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。

機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。

受注者は、付近の住民あるいは工事の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本町監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1) 施設等の受け渡し（引き渡し）

工事の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本町のほか必要な関係官公庁署の試験・検査等に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3) 保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事対象設備の点検及び整備を行わなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本町監督員に照会し、説明を受けること。

施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本町監督員の指示及び解釈による。

15 その他

本工事の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

受注者は、工事の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本町監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 工事施工

1 工事概要

本工事は、マンホールポンプ設備の運転に際し、既設マンホールポンプ設備の老朽化に伴う機能低下により、今後の運転に支障を来す恐れがあるため、取替更新を行い、ポンプの機能促進を図るものである。

2 工事内容

汚水水中ポンプ（脱着装置付）

ポンプ撤去（ポンプ制御盤までの配線を含む）及び処分

ポンプ据付（ポンプ制御盤までの配線を含む）

※脱着装置・ガイドフックについては既設流用とする。

ポンプ試運転調整

3 機器仕様

(1) 水中汚水ポンプ (取替)

ポンプ No.	取替対象	口径	出力	全揚程	ケーブル長	吐出量	台数	参考型式
P5	No.1	80mm	1.5kW	4.9m以上	20m	0.5m ³ /min以上	1台	鶴見製作所 TOP80U41.5-64
P8	No.2	80mm	2.2kW	7.2m以上	20m	0.6m ³ /min以上	1台	鶴見製作所 TOP80U42.2-64
P21	No.1	65mm	1.5kW	4.5m以上	20m	0.16m ³ /min以上	1台	クボタ KS-VL63AA

※ 原則として、上記の揚程・吐出量を満たしていても出力の変更は行わないものとする。

※ 新設ポンプ諸元は既設ポンプ仕様と同等とする。

※ 参考型式は既設ポンプの型式を示すものであり、同等品での対応も可とする。

ア 構造

(ア) ポンプは性能の安定したもので、電動機が過負荷にならないものとする。また、水中汚水ポンプ羽根車形状は、固形物の詰まりにくい構造とし、基本、異物通過粒径が口径に対し100%通過とする。

(イ) ポンプケーシングは滑らか且つ堅牢なもので、衝撃、摩耗、腐食を考慮した肉厚のものとする。

(ウ) 羽根車は良質強靱な材質で、バランスがとれた安定した性能を有するものとする。

(エ) 主軸は動力伝達と危険速度を考慮した十分な強度を有するものとする。

(オ) 軸受は荷重に対して最適な構造の支持容量を有する耐久力のあるものとする。

(カ) 軸封部にはダブルメカニカルシールを使用し、モータへの浸水を防止する。

(キ) ポンプの吸込口はスカム対策構造とし、ポンプケーシング吸込口に吸込ノズルを設けることとする。

(ク) モータ保護装置として既設同等の保護装置を装着する。

イ 主要材料

部品	材質
ケーシング	FC200 以上
羽根車	SCS13
主軸	13Cr ステンレス鋼

ウ 塗装

ポンプ製作会社標準仕様とする。

エ 性能試験及び検査

性能試験及び検査は製造者が行うものとし、試験成績表を提出すること。

ポンプ性能試験は JIS-B8301 または JIS-B8302 に準拠すること。

4 その他

ポンプ型式の変更に伴いマンホール底部の釜場（または予旋回槽）及び着脱装置等の改造が必要となる場合は、この工事の範囲内とする。（契約金額の変更対象としない）

第3章 特記事項

1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本町監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

2 作業日時

作業日時は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時までとする。時間外作業をするときは、本町監督員の承諾を得ること。

3 発生材の処分

工事に伴った発生材等についての処分に当たっては特に留意し、施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

既設ポンプの処分については下記のとおりとする。

ポンプ No.	マンホール 番号	取替対象	処分台数
P5	M6-1	No.1	1 台
P8	M-3	No.2	1 台
P21	M932-1	No.1	1 台
合計			3 台

既設ポンプは有価物として処分すること。ただし、有価物として認められない場合は、別途監督員と協議すること。

4 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

5 完成図書

完成図書（施工図及び取扱説明書等を含む）の提出は1部とする。既存図書の完結方法は下記のとおりとする。

完成図書は、ポンプ場の既存完成図書に本工事を追録、差替、不必要なものは削除等を行い納入すること。

完成図書は過去の状況が分かるよう（工事名、工事内容、工期その他）な工事目録等整理のうえ、目録表を保証書の次面に添付綴じ込むこと。

提出書類等を含めて疑義・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

6 現場施工の時期

本工事施工にあっては、施設としての運転に支障なきよう十分考慮し、既存施設の機能をできるだけ損なわないように留意し施工すること。

7 安全管理

本工事施工にあたっては、近隣住民ならびに通行者等に支障なきよう十分配慮し、作業中は交通誘導員の配置を行い、工事期間中の安全確保に十分努めること。

8 有害ガスへの対応

マンホール内部は硫化水素等の有害ガスが発生する恐れがあるため、作業にあたっては下記の事項を遵守し、安全管理に十分配慮すること。

作業前及び作業中は、必ず酸素濃度及び硫化水素濃度の測定を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、作業の指揮・監督を行わせること。

作業員は、送気マスク等の適切な保護具を着用すること。

作業中は十分な換気を行い、有害ガスの滞留を防止すること。

緊急時に備え、救助用具及び連絡体制を事前に整備しておくこと。

関係法令（労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等）を遵守すること。

9 既設機器の確認

受注者は、工事着手前に既設ポンプの品番（銘板等）を現地にて確認し、本仕様書に記載された仕様と相違がないことを確認すること。

確認にあたっては、既設ポンプの銘板等に記載されたメーカー名、型式、製造番号、口径、出力、全揚程、吐出量等を確認すること。

既設ポンプのケーブル長を現地にて確認し、本仕様書に記載されたケーブル長と相違がないことを確認すること。

仕様書の内容と相違が認められた場合は、速やかに本町監督員に報告し、指示を受けること。

確認結果は写真等により記録し、工事打合せ簿に添付して監督員に提出すること。